

介護サービス事業者等への指導・監督について

1 はじめに

介護保険サービス事業は、各事業所の責任において人員基準・設備基準・運営基準に適合しているか自主点検を日々行い、更に利用者サービスの向上を目指して充実していただくものです。事業運営の向上に努めなければならないことに留意し、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準の適合に満足することなく、自ら事業運営の改善をはかっていただくようお願いいたします。

(1) 職員研修

従業員の資質向上のために、研修の機会を確保してください。特に、身体拘束防止、虐待防止、法令遵守に関する研修は、毎年、実施してください。

(2) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国、県又は市に届出を行うことが義務付けられています。安城市に業務管理体制の届出が必要な事業者は、地域密着型サービスのみを行う事業者（総合事業は対象外）で、事業所が安城市内のみを所在する事業者です。既に届出を済ませている事業者で、法令遵守責任者の変更など届出内容に変更があった場合は遅延なく届出してください。

なお、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築されたことにより、電子申請等による届出が可能となりました。詳細については、39ページ（その他3）をご参照ください。

(3) 「介護サービス情報公表システム」での公表

介護サービス事業者は、介護サービス情報を愛知県に報告することが義務付けられています。愛知県公式ウェブサイトを参考に、情報公表制度の対象事業者は手続きをし、「介護サービス情報公表システム」により公開してください。

対象事業所

- ア 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所
- イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

(4) 愛知県介護保険指定事業者講習会

愛知県が行う「介護保険指定事業者講習会」の資料も参考にしてください。
(愛知県高齢福祉課介護保険指定・指導グループのウェブサイト参照)

2 指導の種類

市が行う指導には、集団指導、運営指導（令和4年3月31日付け介護保険最新情報 vol.1061 において「実地指導」から「運営指導」に名称が変更されました。）及び監査があります。

(1) 集団指導

各事業所に対し情報提供等を個別に行うのではなく、全体に対して行うものです。

安城市では事業者連絡調整会議が集団指導の位置づけです。集団指導では、指定事務の制度説明、改正された場合の介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に係る過誤・不正請求の観点から介護保険事業の適正化を図るため実施します。市が所管する事業所については、集団指導に欠席した事業所は指導強化対象事業所としています。

(2) 運営指導

運営指導には、市が事業所に伺うものと、愛知県と合同で伺うものがあります。運営指導は対象となったサービスの指定権者が行うため、県が指定権者のサービスに指導を行う際は、県職員も伺います。

指導対象サービスの指定権者	事業所に伺う職員
県	県職員＋市職員 (指導は県職員が行います。)
県・市 両方	県職員＋市職員 (両者から指導を行います。)
市	市職員のみ

県との合同指導に際しては、県から事前調査（自己点検シート）書類及び改善指示事項に対する改善状況報告について提出を指示されますが、愛知県への提出に加え安城市にも同書類を提出してください。

市のみで実施する指導については、「3 運営指導について」にて説明します。

(3) 監査

人員、設備及び運営基準等が指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に行います。

3 運営指導について

本市では、原則として3年に一度は運営指導を行っています。運営指導では、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼として、サービス事業者が法令・通達などに基づき適正な事業運営を実施しているか調査し、また必要な指導を行うことをいいます。

(1) 事前提出書類

市の運営指導に際し、勤務形態一覧表、運営規程等の書類に加え自己点検シートを事前に提出していただきます。実施通知に事前提出書類について記載してあります。

(2) 改善指示事項

運営指導での改善指示事項は、文書で通知する内容は勿論、口頭指導内容も漏らさず改善をはかっていただくようお願いいたします。

(3) 総合事業の運営指導

総合事業の運営指導については、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実地を図るための指針」に基づき実施します。県との合同指導時に同時実施ま

たは、市単独実施にて行います。

(4) 留意事項

一度指摘した改善指示事項（文書・口頭とも）について、改善されていない場合は悪質性が疑われると判断することがあります。悪質性、反復継続性等は処分の判断材料のひとつです。

あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、当日通知でもって運営指導を行う場合があります。

(5) 指導の実施状況（令和4年度分）

26事業者38事業所57サービス

うち改善報告を求めた事業所数 37事業所

4 地域密着型サービスの利用について

平成18年に創設された地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えることを目的としています。そのため、本市の地域密着型サービスは、原則、安城市に住民票のある人のみが利用できます。以下に該当する場合は、本市の地域密着型サービスは利用することができませんのでご注意ください。

- (1) 安城市に住民票がない場合。（実際に住んでいるのが安城市であったとしても、住民票を市外に置いたままの場合は利用不可。）
- (2) これまで他市町村に住民票を置いていた人が、安城市の地域密着型特定施設やグループホームに直接入居する場合。

なお、市町村によって地域密着型サービスの取扱いが異なる場合もございますので、詳細は担当市町村の介護保険部局へご確認ください。

5 【地域密着・居宅・総合事業】変更届・加算届について

(1) 変更届について

- ① 変更届出書は変更後10日以内に届け出ることとする。
- ② 総合事業のサービス事業所においても、忘れずに届け出ること。

忘れていませんか？

総合事業の各種加算届・変更届は、市への提出が必要です。

訪問介護・通所介護を西三河福祉相談センターへ届け出て、総合事業もあれば市へも忘れずに届け出てください。他市の総合事業の指定を受けている場合は、他市への届け出も忘れずに行ってください。

- ③ ただし、運営規程の変更のうち従業員の変更（職員の採用、退職の異動）は頻繁にあることも考えられるため、次のことを条件に、特例扱い※をすることとする。（愛知県における「従業員の変更に係る届け出の特例」同様の規定とします。）

※その都度の届出はなく、毎年6月1日時点の内容を同月末までに届け出ること。

- ◎人員基準の適合していることを事業所が自主点検すること
- ◎運営規程、重要事項説明書等の書類を事業所で適切に整備すること
- ◎介護報酬の加算の体制に影響のないこと
- ◎次の職種でないこと
 - ア 管理者（全サービス）
 - イ サービス提供責任者（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）
 - ウ 介護支援専門員（全サービス）
 - エ 計画作成担当者

(2) 加算届について

サービスの種類	算定の開始時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス	毎月 15日以前に届出 → 翌月から 16日以降に届出 → 翌々月から
（介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特別養護老人ホーム	届出を受理した日が属する月の翌月 （届出を受理した日が月の初日である場合は当該月）

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>変更及び加算の届出について（8ページ参照）

6 【居宅】特定事業所集中減算について

(1) 判定期間及び減算適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期日
前期	前年度3月1日から当年度8月末日	当年度10月1日から3月31日	9月15日まで
後期	当年度9月1日から当年度2月末日	次年度4月1日から9月30日	3月15日まで

※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

(2) 手続きについて

・80%を超えたサービスが一つでもあった場合、正当な理由の有無に関係なく届出書の提出が必要です。

・なお、80%を超えるサービスがなかった場合も、「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」は事業所で5年間保管してください。

(3) 届出書の様式について

ホーム>暮らす>福祉・介護・医療>事業者向け情報>特定事業所集中減算の届出について（8ページ参照）

7 市公式ウェブサイトの確認について

市公式ウェブサイトの高齢福祉課のページでは、「事業者向け情報」を掲載しております（例：介護保険最新情報、国・県からのお知らせ、介護報酬改定について、介護保険事業所の各種手続について等）。

重要な情報を掲載しておりますので、普段からこまめにご確認いただきますよう、お願いします。

高齢福祉課のお知らせ HPのご案内

The image shows a screenshot of the Anjo City website with two callout boxes indicating navigation steps:

- ①「総合メニューから探す」クリック**: A red button with a hamburger menu icon and the text "総合メニューから探す" (Search from General Menu) is highlighted with a black border.
- ②車いすのアイコンをクリック**: A red wheelchair icon is highlighted with a black border, with a callout box pointing to it.

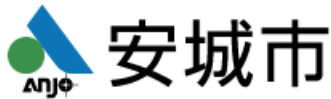
The website header includes the Anjo City logo, a search bar, and a navigation menu with categories: ホーム (Home), 暮らす (Living), 学ぶ (Learning), 楽しむ (Enjoying), and 事業者 (Business). Below the header is a "便利ガイド" (Convenience Guide) section with a grid of service icons: ごみリサイクル (Waste Recycling), 健康・福祉 介護・医療 (Health, Welfare, Care, and Medical Services), 保険・年金 (Insurance and Pensions), 税金 (Taxes), 届出・証明 (Passports), 水道・下水道 (Water and Sewerage), 住まい・土地 (Housing and Land), あんくるバス (Ankur Bus), 救急医療 AED (Emergency Medical AED), and ペット・動物 (Pets and Animals).

福祉・介護・医療

不審な電話にご注意ください

医療助成制度

- [子ども医療](#)
- [心身障害者医療](#)
- [母子・父子家庭医療](#)
- [精神障害者医療](#)
- [後期高齢者福祉医療費給付制度](#)
- [自立支援医療\(精神通院\)](#)
- [自立支援医療](#)
- [小児慢性特定](#)
- [養育医療](#)
- [精神障害者医療](#) 法を一部変更します。



ホーム

総合トップ

ホーム > [暮らす](#) > 健康、福

健康

③「福祉・介護・医療」
クリック

④「高齢者の福祉」
クリック

福祉・介護・医療

高齢者の福祉



総合トップに戻る

Google™ カスタム検索

ホーム

暮らす

学ぶ



総合トップ

ホーム > [暮らす](#) > 高齢者の福祉

いいね!

高齢者の福祉

■ 個人向け情報

[介護保険制度案内](#) / [利用できるサービス\(介護保険サービス・市
市内事業所一覧](#) / [予防・保健](#) / [介護の知恵袋](#) / [認知症](#) / [支援活動](#) / [在宅医療](#) / [各種申請書](#)

■ 事業者向け情報

[介護保険事業者向け情報](#) / [地域密着型サービス事業者](#)・[介護予防支援](#) /
[介護予防](#)・[日常生活支援総合事業](#) / [居宅介護支援事業者向け情報](#) / [在宅医療](#)・[介護連携拠点推進](#)

■ その他

[あんジョイプラン](#) / [施設整備](#) / [各種審議会](#) / [介護・福祉の仕事に関する情報](#) など

⑤「事業者向け情報」
クリック

重要な事項については太枠で囲ってありますので、随時ご確認ください。

事業者向け情報

■ 新型コロナウイルス感染症情報

- [愛知県緊急事態宣言](#)（令和2年8月7日更新）
- [新型コロナウイルス感染症に係る国・県からの通知等](#)(随時更新)
- [高齢福祉課からのお知らせ](#)(令和2年6月9日更新)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（緊急包括支援金）に](#)
- [愛知県介護サービス確保対策事業費補助金（サービス継続支援事](#)
- [介護サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金につ](#)

■ 介護保険事業者向け情報

- [関係条例・規則・要綱](#)
- [事故報告書について](#)
- [介護報酬改定について](#)
- [事業者連絡調整会議](#)
- [介護保険最新情報Vol.715~](#)(随時更新)
- [介護保険最新情報Vol.600~714](#)
- [介護保険最新情報Vol.511~599](#)
- [災害に係る厚生労働省からの事務連絡](#)(令和3年1月7日更新)
- [国・県からのお知らせ](#)(令和3年2月25日更新)
- [事業者向け研修のお知らせ](#)(令和3年2月16日更新)
- [訪問介護届出について（居宅介護支援基準第13条第18号の2に係](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)

■ 介護保険事業所の各種手続きについて

- [新規指定について](#)
- [更新について](#)
- [変更及び加算の届出について](#)
- [休止・廃止・再開の届出について](#)

処遇改善加算等、各種届出の様式はこちらからダウンロードしてください。

■ 地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援事業者

- [業務管理体制に関する届出について](#)
- [特定事業所集中減算の届出について](#)
- [指定地域密着型通所介護事業所等における宿泊サービス\(お泊りデイ\)の](#)
- [定員が18人以下の通所介護の移行について\(平成28年度\)\(外部リンク\)](#)

■ 介護予防・日常生活支援総合事業

- [介護予防・日常生活支援総合事業のマニュアル、運営の手引き、基準要綱](#)
- [安城市介護予防・生活支援総合事業指定事業者一覧](#)
- [令和2年度短期集中型介護予防サービス事業の実施事業者募集\(令和2年](#)
- [サービス事業費の請求について](#)
- [介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定等について\(令和3年3月18](#)
- [介護予防・生活支援サービス事業アンケート等](#)

■ 居宅介護支援事業者向け情報

- [居宅介護支援費に係るターミナルマネジメント加算の取扱いについて\(PDI\)](#)
- [介護保険住宅改修施工事業者研修会](#)

運営指導における主な指摘事項

分類	指示事項	詳細	根拠
共通	サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書等を交付して説明を行い、サービスの提供を受けることにつき利用申込者の同意を得たことが書面によって確認できるように整備すること。	重要事項説明書等に利用者等の署名のないものが散見された。必ずサービス利用開始前に利用者等の署名を得ること。	
	従業員の資格証を確認するうえで、姓が変わった者については、戸籍抄本等により確認が取れるよう整備すること。	旧姓が記載された資格証については、姓が変わったことが分かるように整備すること。	
	複数の職種を兼務している職員について辞令等により兼務関係を明確にすること。	兼務関係が明確になっていないことがあった。兼務関係を明確にすること。	
	運営規程と重要事項説明書について、整合性を図り正しい表記をすること（利用料等）。	運営規程と重要事項説明書で違うことが書いてあった。正しい内容に直すこと。	
	ヒヤリハットの記録について、収集に努めること。	ヒヤリハットの記録が極端に少ないことがあった。発生した場合は、適宜記録に残すこと。	
居宅介護支援	指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 なお、代筆が必要な方がいる場合を想定して、代筆者が署名する欄を設けること。	本人の署名が難しい場合でも、代筆者名などの記載がないものが見受けられた。代筆の場合は、代筆者の名前や続柄などを記入していただくこと。	※4 第23条第3項
地域密着型通所介護、介護予防通所サービス、生活支援通所サービス	介護予防（生活支援）通所サービス個別計画・地域密着型通所介護計画の作成者は管理者であることに留意すること。	【管理者が行うべき理由】 利用者のことを一番把握している職員（生活相談員等）や、ケアマネ資格のある者などが取りまとめ、プランを考えることが望ましいが、管理・作成は最終的に管理者が行うべきである。そのため、計画作成者は、管理者の名前でなければならない。 また、利用者への説明や包括等への報告についても、必ず管理者が同席するのは難しいと思うが、管理者は必ず説明等が行われたことを把握しておかねばならず、生活相談員等に任せっぱなしではいけないため。管理者以外が説明等を行った場合は、管理者がその旨を確認したことを、計画や介護記録等に記載するなど、わかるようにしておくこと。	※1・2 第41条第2号 ※3 第27条第1項
	管理者は、計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。		※1・2 第41条第4号 ※3 第27条第3項
介護予防通所サービス、生活支援通所サービス	管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告すること。また、報告日を記録しておくこと。		※1・2 第41条第10号
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	入居申込者の入居に際しては、利用開始前に主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をすること。	認知症である旨を確認したことがわかる書類がすぐに確認できるようにしておくこと。	※3 第94条第2項 ※5 第74条第2項
	日中は利用者3人に対して、常勤換算で1名の介護従業者を配置すること。		※3 第90条第1項 ※5 第70条第1項
介護予防支援	指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取すること。	指定福祉用具貸与事業所を含む、サービス事業者に対して聴取を行うこと。ただし、聴取の方法については任意の方法でかまわない。	※6 第30条第13項

※1 安城市指定介護予防通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

※2 安城市指定生活支援通所サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

※3 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

※4 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

※5 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※6 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

人材育成・人材確保に係る取り組みについて

令和4年8月に「人材確保につながるPRチラシ・事務負担軽減につながる講習会に関するアンケート」を実施しましたが、回答にご協力いただきありがとうございます。

ご回答いただいた内容を基に検討をした結果、以下のとおりお知らせいたします。

1 研修費用の補助について

令和5年度から研修費用の補助を実施します。

(1) 補助内容

事業所が行う介護事業者の資質向上を図るための研修費用に対して、市が一部補助を行います。

(2) 補助金額

研修費用の3/4（ただし、112,000を上限とする。）

(3) 備考

ア 研修内容によっては補助対象とならない場合もあります。

イ 研修に係る備品購入や講師謝礼等も対象になります。

ウ 市からの交付決定を行ってから備品購入や講師との契約を行っていただく必要があります。市からの交付決定前に行われた購入や契約については、補助対象外になりますので、ご承知おきください。

詳細が決まりましたら市ウェブサイトに掲載いたします。その際はファクス等でお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

2 【再掲】事業所PR方法の紹介について

令和4年10月31日付通知にて、アンフォーレ1階の大型マルチビジョンへ事業所PRや求人広告を掲載する方法をお知らせいたしました。以下に再掲しますので、掲載を希望される場合は投稿をお願いいたします。

(1) 掲載場所

アンフォーレ本館1階（220インチの大型マルチビジョン及び50インチタッチパネル）。

大型マルチビジョンへの掲載は、毎時決まった時間帯に投稿された内容が順次表示されます。タッチパネルへの掲載は、閲覧者が操作をすることで常時閲覧が可能です。

(2) 掲載内容

公序良俗に反しない限りはどのような内容でも可能（求人広告や法人及び事業所の紹介などの商業利用も可能）です。

(3) 掲載期間

投稿フォームに投稿してから最長30日間。

何度でも投稿することが可能なため、掲載期間が終了した後に同じ内容を再度投稿することも可能です。

なお、掲載後は設定した掲載期間が終了するまで内容の修正ができません。内容を修正する場合は、投稿の削除を行い、原稿を修正し、再投稿していただくことになります。

(4) 掲載費用

無料

(5) 掲載方法

別添1「ポスフォーレ案内」をご確認ください。

説明事項 4

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法 第 31 条の解釈更新について

令和 4 年 12 月 1 日付医政発 1201 第 4 号にて、厚生労働省医政局長より解釈通知その 2 が通知されました。

この通知は、介護現場で実施されることが多い、原則として医行為ではないと考えられるもの及び当該行為を介護職員が行うに当たっての患者や家族、医療従事者等との合意形成や協力に関する事項を列挙したものです。

平成 17 年以来の更新ですので、別紙対照表を参考に、各事業所で内容をご確認ください。

【参考資料】

- 安城市ウェブサイト掲載箇所：

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/ishihou17.html>

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
<p>1 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、あらかじめ医師から指示されたタイミングでの実施の声かけ、見守り、未使用の注射器等の患者への手渡し、使い終わった注射器の片付け（注射器の針を抜き、処分する行為を除く。）及び記録を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>
<p>2 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が血糖測定及び血糖値の確認を行った後に、介護職員が、当該血糖値があらかじめ医師から指示されたインスリン注射を実施する血糖値の範囲と合致しているかを確認すること。</p>	<p>（新規）</p>
<p>3 在宅介護等の介護現場におけるインスリン注射の実施に当たって、患者が準備したインスリン注射器の目盛りが、あらかじめ医師から指示されたインスリンの単位数と合っているかを読み取ること。</p>	<p>（新規）</p>
<p>4 患者への持続血糖測定器のセンサーの貼付や当該測定器の測定値の読み取りといった、血糖値の確認を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
<p>5 皮膚に発赤等がなく、身体へのテープの貼付に当たって専門的な管理を必要としない患者について、既に患者の身体に留置されている経鼻胃管栄養チューブを留めているテープが外れた場合や、汚染した場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>
<p>6 経管栄養の準備（栄養等を注入する行為を除く。）及び片付け（栄養等の注入を停止する行為を除く。）を行うこと。なお、以下の3点については医師又は看護職員が行うこと。</p> <p>① 鼻からの経管栄養の場合に、既に留置されている栄養チューブが胃に挿入されているかを確認すること。</p> <p>② 胃ろう・腸ろうによる経管栄養の場合に、び爛や肉芽など胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことを確認すること。</p> <p>③ 胃・腸の内容物をチューブから注射器でひいて、性状と量から胃や腸の状態を確認し、注入内容と量を予定通りとするかどうかを判断すること。</p>	<p>（新規）</p>
<p>7 吸引器に溜まった汚水の廃棄や吸引器に入れる水の補充、吸引チューブ内を洗浄する目的で使用する水の補充を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
<p>8 在宅酸素療法を実施しており、患者が援助を必要としている場合であって、患者が酸素マスクや経鼻カニューレを装着していない状況下における、あらかじめ医師から指示された酸素流量の設定、酸素を流入していない状況下における、酸素マスクや経鼻カニューレの装着等の準備や、酸素離脱後の片付けを行うこと。ただし、酸素吸入の開始（流入が開始している酸素マスクや経鼻カニューレの装着を含む。）や停止（吸入中の酸素マスクや経鼻カニューレの除去を含む。）は医師、看護職員又は患者本人が行うこと。</p>	<p>（新規）</p>
<p>9 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素供給装置の加湿瓶の蒸留水を交換する、機器の拭き取りを行う等の機械の使用に係る環境の整備を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>
<p>10 在宅人工呼吸器を使用している患者の体位変換を行う場合に、医師又は看護職員の立会いの下で、人工呼吸器の位置の変更を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>
<p>11 膀胱留置カテーテルの蓄尿バッグからの尿廃棄（DIBキャップの開閉を含む。）を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>
<p>12 膀胱留置カテーテルの蓄尿バッグの尿量及び尿の色の確認を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
<p>1 3 膀胱留置カテーテル等に接続されているチューブを留めているテープが外れた場合に、あらかじめ明示された貼付位置に再度貼付を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>
<p>1 4 専門的管理が必要無いことを医師又は看護職員が確認した場合のみ、膀胱留置カテーテルを挿入している患者の陰部洗浄を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>

1 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族等に伝えている場合に、事前の本人又は家族等の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、水虫や爪白癬にり患した爪への軟膏又は外用液の塗布（褥瘡の処置を除く。）、吸入薬の吸入及び分包された液剤の内服を介助すること。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
<p>16 新生児以外の者であって入院治療の必要ないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータ^一を装着し、動脈血酸素飽和度を^{確認}すること。</p>	<p>3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること</p>
<p>17 半自動血圧測定器（ポンプ式を含む。）を用いて血圧を測定すること。</p>	<p>2 自動血圧測定器により血圧を測定すること</p>
<p>18 食事（とろみ食を含む。）の介助を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>
<p>19 有床義歯（入れ歯）の着脱及び洗浄を行うこと。</p>	<p>（新規）</p>
<p>（表記なし）</p>	<p>1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること</p>
<p>（表記なし）</p>	<p>4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）</p>

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
<p data-bbox="204 264 782 873">注1 在宅酸素療法を実施するに当たって、酸素流入中の酸素マスクや経鼻カニューレがずれ、次のいずれかに該当する患者が一時的に酸素から離脱（流入量の減少を含む。）したことが見込まれる場合に、当該酸素マスクや経鼻カニューレを元の位置に戻すことも、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。</p> <ul data-bbox="236 896 782 1220" style="list-style-type: none"><li data-bbox="236 896 782 1052">• 肢体不自由等により、自力で酸素マスクや経鼻カニューレに戻すことが困難である患者<li data-bbox="236 1075 782 1220">• 睡眠中や意識がない状態で、自力で酸素マスクや経鼻カニューレに戻すことが困難である患者	<p data-bbox="826 264 922 302">（新規）</p>

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
<p>注2 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。</p> <p>また、前記1から4までに掲げる行為については、患者の血糖値や食事摂取量等が不安定でないことが必要である。</p> <p>さらに、前記2、4、16及び17に掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。</p>	<p>注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。</p> <p>また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。</p>

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
<p>注3 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、その実施に当たっては、当然ながら患者本人や家族に対して分かりやすく、適切な説明を行うとともに、介護職員等の実施する行為について患者本人や家族が相談を行うことができる環境作りに努めることが望ましい。また、必要に応じて、注2のサービス担当者会議の開催時等に医師、歯科医師又は看護職員に相談する、必要に応じて書面等で指示を受ける、ケアの実施後に医師、歯科医師又は看護職員に報告を行う等して適切に連携することが望ましい。</p>	<p>（新規）</p>

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
<p>注4 前記1から19まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。</p> <p>また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。</p>	<p>注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。</p> <p>また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。</p>
<p>注5 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。</p>	<p>注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。</p>

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
<p>注6 前記1から19まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。前記15に掲げる服薬等の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。</p>	<p>注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。</p>

(削除)

注 1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

- ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること
- ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）
- ④ ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）
- ⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- ⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器(※)を用いて浣腸すること

※ 挿入部の長さが 5 から 6 センチメートル程度以内、グリセリン濃度 50%、成人用の場合で 40 グラム程度以下、6 歳

令和4年度解釈通知（その2）	平成17年度解釈通知
	から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの
(削除)	注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

高齢者福祉サービス

安城市



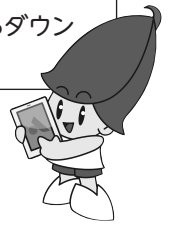
高齢福祉課

(令和4年7月1日現在)

お問い合わせ窓口



WEB サイトにも各サービス内容等を掲載しています
申請書はこちらからダウンロードできます



在宅で暮らす高齢者の自立生活を支援するために、介護保険以外でもさまざまなサービスを実施しています。

安城市高齢福祉課	高齢福祉係	桜町 18-23	☎ 71-2223
----------	-------	----------	-----------

地域包括支援センター

高齢者の生活や介護に関する相談及び介護保険やサービスについてのお問い合わせは、お住まいの地区の地域包括支援センターへご連絡ください。

担当地区	施設名	所在地	電話番号
東山 中学校区	地域包括支援センターさとまち	里町畑下 62 (介護老人保健施設さとまち内)	☎ 96-3512
安城北 中学校区	地域包括支援センター中部	新田町新栄 84-1 (中部福祉センター内)	☎ 71-0077
篠目 中学校区	地域包括支援センター八千代	住吉町 2-2-7 (八千代病院内)	☎ 97-8069
安城南 中学校区	地域包括支援センター更生	安城町東広畔 28 (介護老人保健施設あおみ内)	☎ 77-9948
安祥 中学校区	地域包括支援センター松井	法連町 8-1 (安城老人保健施設内)	☎ 55-5355
安城西 中学校区	地域包括支援センターあんのん館	福釜町矢場 88 (特別養護老人ホームあんのん館・福釜内)	☎ 71-3173
明祥 中学校区	地域包括支援センターひがしばた	東端町鴻ノ巣 72-2 (特別養護老人ホームひがしばた内)	☎ 73-8210
桜井 中学校区	地域包括支援センター小川の里	小川町三ツ塚 1-1 (特別養護老人ホーム小川の里内)	☎ 73-3535

在宅生活支援サービス

●ひとり暮らし高齢者認定

内 容	ひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等の情報を登録し、地域や民生委員等による見守りや安否確認を行うとともに、必要な在宅支援サービスの利用へとつなげます。
対 象	65 歳以上で高齢者向け施設に居住していない高齢者で、次の要件を満たしている人 ・同居する人がいない ・同一敷地内又は隣接地に親族（3 親等内）が居住していない ・同一建物に親族が居住していない（アパート等の場合）

●軽度生活支援

内 容	日常生活に支障のある高齢者が自立した生活を送れるよう、外出の付き添い、食事の支度、草取り、剪定などのお手伝いを本人と一緒にします。
対 象	・ひとり暮らし高齢者（認定者） ・65 歳以上の高齢者のみ世帯に属する人 ※本人及び世帯員の前年度所得金額の合計が 200 万円を超える場合は、対象外
費 用	家事援助、 草取り 1 時間あたり 100 円 週 2 回以内、午前 9 時から午後 5 時までの間で 1 回あたり 2 時間以内 庭木の剪定 1 時間あたり 150 円 1 年に 1 回のみ 4 時間以内 ※ 4 時間を超えた分の剪定料金、庭木の運搬処分費は別途料金がかかります。 詳しくはシルバー人材センター(76-1415) までお問い合わせください。

●寝具の洗濯・乾燥

内 容	寝具の洗濯・乾燥サービスを毎月 1 回、無料で提供します。 (年 4 回水洗い・殺菌・乾燥、年 8 回殺菌・乾燥)
対 象	・ひとり暮らし高齢者（認定者） ・65 歳以上のねたきり又は認知症高齢者 ・65 歳以上の高齢者のみ世帯に属する人
費 用	無料

●緊急通報装置の貸与

内 容	急病、けが、火災など緊急事態が起きたとき、ボタン操作などの簡単な方法で、24 時間、民間の事業者と連絡がとれる緊急通報装置を貸与します。 ※固定電話の電話回線が必要
対 象	・75 歳以上のひとり暮らし高齢者（認定者） ・65 歳以上 75 歳未満で、要介護 1 以上のひとり暮らし高齢者（認定者） ・65 歳以上の高齢者のみ世帯で、本人又は世帯員のいずれかが要介護 1 以上の人 ・65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、発作を伴う疾患のある人
費 用	無料 ※紛失、破損は自己負担

●福祉電話

内 容	指定した曜日の朝に電話訪問で安否の確認をします。電話機の無い人で、生計中心者の所得税が非課税の場合には無料で電話機を貸し出します。
対 象	・ひとり暮らし高齢者（認定者） ※安城市が実施している高齢者給食サービス事業を週3回以上利用している人は対象外
費 用	無料 ※通話料金は本人負担 ※生計中心者が所得税非課税の場合は基本料金相当を補助

●給食サービス

内 容	安否確認及び栄養状態改善のため、アセスメント（家族状況、健康状況、食関連状況の確認）により利用回数を判断し、お昼の給食を弁当業者が配達します。
対 象	調理が困難な高齢者で、以下のいずれかに該当する人 ・65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・70歳以上の高齢者のみ世帯に属する人 ・65歳以上のみの世帯で障害者又は要介護認定者（要介護）のいる世帯に属する人 ・日中に65歳以上の独居となる人 ・日中に70歳以上の高齢者のみ世帯となる人 ※ケアマネジャー、包括支援センターより申請
費 用	普通食／1食 300円 特別食『糖尿病食・腎臓病食』／1食 450円

●友愛訪問

内 容	安否確認や話し相手として、地区の老人クラブ会員が週2回程訪問します。 ※実施していないクラブもありますので、不明な場合はお問い合わせください。
対 象	ひとり暮らし高齢者（認定者）
費 用	無料

●住宅用火災警報器の給付

内 容	火災発生時における逃げ遅れ防止のため、台所と寝室、階段（2階に寝室がある場合）に住宅用火災警報器を設置します。
対 象	ひとり暮らし高齢者（認定者）
費 用	無料 ※取り外し、廃棄は自己負担

●家具転倒防止器具の取付

内 容	地震防災対策として、住居の中で利用頻度の高い寝室、居間等の家具に転倒を防止するための器具を取り付けます。
対 象	・65歳以上のひとり暮らし高齢者 ・65歳以上の高齢者のみ世帯に属する人
費 用	無料 ※金具等の材料費は自己負担

●人にやさしい住宅リフォーム費助成

内 容	住宅リフォーム費の一部として10万円まで助成します。 ※事前申請が必要
対 象	住宅改修が必要な高齢者で、以下のいずれかに該当する人 ・介護保険要介護・要支援認定者 ・総合事業対象者で運動機能に支障のある人又はそのおそれのある人 ・所得税非課税のひとり暮らし高齢者(認定者) ・所得税非課税で、65歳以上の高齢者のみ世帯に属する人

●介護支援ベッドの貸与

内 容	要介護者の自立を支援するために手すり付きベッドを貸与します。 ※電動ベッドではありません。
対 象	要介護認定者(要支援1・2及び要介護1)又は退院等により介護を必要とする高齢者で、市民税非課税世帯の人
費 用	月額330円

●鍵の預かり事業

内 容	自宅の鍵を預かることで、福祉電話による安否確認を円滑化するサービスです。 鍵の紛失時の開錠も対応します。
対 象	避難行動要支援者支援制度に登録しているひとり暮らし高齢者(認定者)及び高齢者のみ世帯などで、身近に鍵の保管ができる親族がいない人
費 用	1,000円/年(社会福祉協議会賛助会費)
窓 口	ふれあいサービスセンター ☎72-0123

外出・移動支援サービス

● 高齢者用つえの給付

内 容	歩行支援用の1本つえを給付します。
対 象	65歳以上で歩行に支障のある高齢者
費 用	無料
窓 口	・高齢福祉課高齢福祉係 ・各地域包括支援センター ・各福祉センター

● あんくるバス無料カードケース

内 容	カードケースに後期高齢者医療被保険者証を入れて提示することで、あんくるバスに無料で乗車できます。
対 象	75歳以上の人 ※75歳の誕生日の前月にカードケースを郵送しています。紛失・破損の場合は、再交付します。
窓 口	・高齢福祉課高齢福祉係 ・各福祉センター ・各支所

● 高齢者タクシー料金助成（一般タクシー専用）

内 容	一般タクシーの利用助成券を1か月につき3枚交付します。 ※1乗車1枚のみ使用可 ※1枚500円助成
対 象	・要介護認定が要介護又は要支援の65歳以上の在宅高齢者 ※特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の高齢者向け施設の入所・入居者、障害者福祉タクシーの対象者となる人、障害者福祉タクシー料金助成又は高齢者タクシー料金助成（車いす・ストレッチャー専用）を受けている人は対象外

● 高齢者タクシー料金助成（車いす・ストレッチャー専用）

内 容	車いす及びストレッチャー用昇降機などを装備した福祉タクシーの利用助成券を1か月につき3枚交付します。助成額は、運賃により異なります。 ※1乗車1枚のみ使用可
対 象	・要介護認定が要介護の65歳以上の在宅高齢者 ※特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の高齢者向け施設の入所・入居者、障害者福祉タクシー料金助成を受けている人は対象外 ※ケアマネジャー、包括支援センターより申請

●車いすの貸出

内 容	車いすを貸し出します。 ※貸出期間は、原則として1か月間
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、家庭での日常生活に支障があり、短期で車いすの利用が必要な人（介護保険認定者は保険対応できるまでの期間に限る。） ・市内の福祉関係者及び福祉施設
費 用	無料
窓 口	各福祉センター

●車いす移送車（サルビア号）の貸出

内 容	車いす使用者を移送するための車両を貸し出します。利用日数は、原則として同一月内で合計4日間（福祉センターの閉館日は除く）までです。 ※要事前予約（予約の受付日は、利用日の属する月の3か月前の初日から）
対 象	普通自動車を運転できる運転免許証のある人で、以下のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住で車いす使用者を移送する人 ・市内在住の車いす使用者を移送する市外在住の2親等内の親族 ・市内の福祉団体及び福祉施設の会員、職員等
費 用	普通車は燃料費（ガソリン代）軽自動車は利用距離に応じた燃料費（おおむね10kmごとに100円加算） ※借用中における通行料、駐車料その他の使用料、反則金、損害賠償金等は、利用者負担
窓 口	各福祉センター



ねたきり・認知症高齢者の家族支援サービス

●在宅ねたきり高齢者等介護人手当

内 容	介護人手当として月額 3,000 円を支給します。(支給月は 4 月・8 月・12 月)
対 象	65 歳以上で 3 か月以上ねたきり又は同程度の介護を要する認知症状態が続く高齢者を介護している人 ※病院に入院又は施設等に入所している人は除く。 ※申請者は、生計を同一にし、 <ul style="list-style-type: none">・同一の住所で介護している人・隣接の住所で介護している人

●おむつ費用助成

内 容	市内の指定した薬局で利用できるおむつ費用助成利用券を交付します。 <ul style="list-style-type: none">・月額 7,000 円分・市民税非課税世帯は月額 8,000 円分
対 象	「在宅ねたきり高齢者等介護人手当の受給者」で、おむつの必要な高齢者を介護している人

●訪問理容サービス

内 容	在宅のねたきり高齢者等の自宅に理容師が出張し、理髪・ひげそりを行う利用券を最大年 6 枚交付します。 <ul style="list-style-type: none">・1 枚 1,000 円助成・市民税非課税世帯は 1 枚最大 4,700 円の助成
対 象	「在宅ねたきり高齢者等介護人手当受給者」が介護するねたきり高齢者等



● 所在確認用端末の貸出 (GPS)

内 容	認知症等により所在不明となっても居場所がわかる所在確認用端末をお貸しします。
対 象	市内在住かつ在宅の 65 歳以上の認知症高齢者又は若年性認知症の人を介護している人
費 用	貸出し・位置情報の提供は無料 現場急行料は利用者負担 (1 回 1 時間につき 11,000 円)

● 見つかるつながるネットワーク

内 容	認知症等で行方不明になるおそれのある高齢者等が所在不明になった場合、関係機関等のネットワークを利用して、迅速な発見と身元確認につなげます。登録番号及び QR コードを記載したシールを交付します。
対 象	認知症等で行方不明になるおそれのある人
費 用	無料
窓 口	・ 高齢福祉課地域支援係 ☎ 71-2264 ・ 各地域包括支援センター

● 認知症高齢者等個人賠償責任保険

内 容	安城市が契約者となる個人賠償責任保険に加入することで、日常生活における偶発的な事故で、ご家族等が損害賠償責任を負った場合などに、保険金 (補償金額最大 1 億円) の支払いを受けることができます。
対 象	見つかるつながるネットワーク登録者で市内在住かつ在宅の人のうち、市が登録を認める認知症高齢者又は若年性認知症の人
費 用	無料
窓 口	・ 高齢福祉課地域支援係 ☎ 71-2264 ・ 各地域包括支援センター

その他の高齢者支援施策

● 成年後見制度利用支援（市長申立）

内 容	判断能力が不十分な認知症高齢者のうち、当事者による申立てができない状況にある人について、市が代わって審判の申立てをします。
対 象	認知症等により判断能力が不十分で、4 親等内の家族がいない人
費 用	原則として、本人負担

● 成年後見制度利用支援（審判請求）

内 容	収入や資産等の状況から、審判請求費用を負担することが困難と認められた人に対し、審判請求費用全部又は一部を助成します。
対 象	審判対象者の申立人で、審判対象者及び申立人のいずれもが生活保護受給中又は市民税非課税世帯であり、収入や資産が一定の基準内の人

● 成年後見制度利用支援（報酬費用助成）

内 容	収入や資産等の状況から、成年後見人等の報酬を負担することが困難と認められた人に対し、報酬の全部又は一部を助成します。
対 象	成年被後見人等で、生活保護受給中又は市民税非課税世帯であり、収入や資産が一定の基準内の人 ※成年後見人等が成年被後見人の配偶者及び4 親等以内の親族の場合は対象外

● 養護老人ホーム入所（老人保護措置）

内 容	環境上及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な人を、養護老人ホームへ市が入所措置を行います。
対 象	65 歳以上で、次の要件を全て満たしている人 ・入院治療を要する病態ではなく、感染症疾患がない ・日常生活を営む上で、環境上の理由がある ・経済的理由がある
費 用	本人及び扶養義務者の収入に応じた負担が必要

● 中短期入所生活支援

内 容	一時的に居宅で生活することに不安のある高齢者に対して、緊急時等の対応を行う住居を提供し(最大6 か月)、高齢者が安心して生活を送ることができるよう支援します。
対 象	65 歳以上の身の回りのことが自分でできる高齢者で、以下のいずれかに該当する人 ・ひとり暮らしの人 ・夫婦のみの世帯に属する人 ・家族による援助を受けることが困難な人 ※要介護認定が要介護の人は対象外
費 用	収入に応じ、月額 0 ～ 20,000 円 ※別に光熱水費等の負担が必要

税の控除等

●高齢者の障害者控除の認定について

内 容	障害者控除・特別障害者控除は、療育手帳や身体障害者手帳の交付を受けていない人であっても、認知症または身体に障害のある65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があると市から認定を受けた人（障害者控除対象者認定書の交付を受けた人）も対象になります。控除を受けられる人は、 確定申告又は市県民税の申告の前に 高齢福祉課に申請して審査を受けてください。 ※交付には、1週間程かかります。
窓 口	高齢福祉課高齢福祉係

●おむつ代の医療費控除の認定について

内 容	所得税の確定申告でおむつ代の医療費控除を受けようとする人で、前年もおむつ代について医療費控除を受けている場合、市が発行する確認書で使用証明書に代えることができる場合があります。確認書が必要な場合は、 確定申告又は市県民税の申告の前に 高齢福祉課へ申請してください。（初回は、医師のおむつ使用証明書を添付して申告。様式は市民税課又は高齢福祉課窓口にあります。）
窓 口	高齢福祉課高齢福祉係

●住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

内 容	新築された日から10年以上経過している住宅（改修後の住宅床面積が50㎡以上280㎡以下）で、令和6年3月31日までに一定の改修工事が行われているものについて、国又は地方公共団体からの補助金や介護保険からの給付を差し引いた改修の費用額が50万円超であり、その居住者が65歳以上の人、要介護・要支援の認定を受けている人または障害者のいずれかである場合に、バリアフリー改修が完了した年の翌年度の家屋の固定資産税（都市計画税を除く。）の3分の1が減額されます。（1戸あたり100㎡相当分が限度です。）ただし、改修工事が終了した日から3ヶ月以内に申告が必要です。 該当すると思われる場合は、事前にご相談ください。
窓 口	資産税課家屋係 ☎ 71-2215

老人福祉施設

団 体

● (社会福祉法人) 安城市社会福祉協議会

(社会福祉会館・総合福祉センター／赤松町 ☎ 77-2941・77-7888)

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進しています。

また、地域の皆さんが主体のまちづくりを進めるため、中学校区ごとに地区社会福祉協議会を設置し、町内ごとの福祉活動を支援しています。



● 老人福祉センター

60歳以上の高齢者の憩いと生きがいと健康増進の場を提供し、サロンなど定期開催しています。

- ・浴室の利用は、火～金曜日（無料）
午前10時～午後3時（5月～9月は、午後4時）
- ・休館日は毎週月曜日（敬老の日を除く、明祥プラザは祝日を除く）
及び5月3日～5日（明祥プラザを除く）、年末年始



地区社協名	老人福祉センター	電 話
東山地区社会福祉協議会	北部福祉センター内	☎ 97 - 5000
中部地区社会福祉協議会	中部福祉センター内	☎ 76 - 0090
作野地区社会福祉協議会	作野福祉センター内	☎ 72 - 7570
中央地区社会福祉協議会	総合福祉センター内	☎ 77 - 7888
安祥地区社会福祉協議会	安祥福祉センター内	☎ 73 - 5757
西部地区社会福祉協議会	西部福祉センター内	☎ 72 - 6616
明祥地区社会福祉協議会	明 祥 プ ラ ザ 内	☎ 92 - 3641
桜井地区社会福祉協議会	桜井福祉センター内	☎ 99 - 7365

● 高齢者生きがいセンター（☎ 76-1415）

高齢者の能力を生かした就業活動を行っています。

● (公益社団法人) シルバー人材センター（高齢者生きがいセンター内 ☎ 76-1415）

高齢者（会員）に対して、常用雇用ではない臨時的かつ短期的な仕事（草取り、清掃、賞状書等）を提供しています。



● 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにする自主的な集まりで、健康保持と親睦を図るための行事や社会奉仕活動を積極的に行っています。

● 老人憩いの家

高齢者が地域でレクリエーションや娯楽・教養向上のために諸活動を行う拠点として設置しています。



安城市マスコットキャラクター
「サルビー」

(R.4.7.5,000部)

高齢者虐待防止について

*法：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

1 早期発見・通報

(1) 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合（法第7条）

ア 生命または身体に重大な危機が生じている場合

⇒速やかに市町村へ通報しなければならない。

イ それ以外の場合

⇒速やかに市町村へ通報するよう努めなければならない。

『虐待かどうかの判断』は必要ありません。虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者の居住地の地域包括支援センターまたは市高齢福祉課地域支援係に相談・通報をしてください。

(2) 養介護施設従事者等による虐待が疑われる場合（法第21条）

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合

⇒速やかに市町村へ通報しなければならない。

『事業所による事実確認』を行うのに先立ち、市高齢福祉課地域支援係へ速やかに連絡してください。市高齢福祉課が介護保険法に基づく「監査（立入検査等）」、「実地指導」、法に基づく養介護施設・事業所の協力による調査等を行います。

2 高齢者虐待防止のために

(1) 養護者による高齢者虐待の防止に向けて

養護者による高齢者虐待の事例の多くは、虐待を行っている養護者も何らかの支援を必要としています。発生要因として、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」、「経済的困窮」が多く挙げられます。高齢者虐待を未然に防ぐため、養護者支援という視点を持ったケアマネジメントやサービス提供をお願いします。

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

発生要因として「教育、知識、介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多く報告されています。これらを踏まえ、高齢者虐待を未然に防止するため、次の点に重点的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

① 養介護施設等が自ら企画した研修を定期的実施すること。

② 苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されていること。

③ メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に実施すること。

④ 業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること。

1 介護相談員の名称変更について

令和2年5月29日付け老高0529第1号「「介護相談員派遣等事業の実施について」の一部改正について」において、「介護相談員」は、「介護サービス相談員」へ名称が変更となりました。

本市においても、令和3年4月1日より「介護サービス相談員」へと名称を変更いたしましたので、重要事項説明書等の書類等への記載についても変更をお願いいたします。

2 事故に関する報告の様式及び報告方法について

令和4年1月5日付け「介護保険サービス事業における事故発生時の連絡の取扱いについて」において通知しておりますように、事故等が発生した場合は速やかに市へ電話又はFAX（様式不問）にて連絡し、報告書を提出していただく必要があります。詳細につきましては、別添2及び3をご確認ください。

なお、本通知及び報告書はウェブサイトに掲載しております。

【ウェブサイト掲載場所】

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>事故報告書について

3 業務管理体制の整備に関する届出システムの運用開始について

令和5年3月23日付け「業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について（通知）」において通知しておりますように、これまで、郵送等により手続きを行っていた届出を厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築されたことにより、電子申請等による届出が可能となりました。詳細については別添4をご確認ください。

なお、ウェブサイトにも本通知及びマニュアル等を掲載しております。

【ウェブサイト掲載場所】

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>業務管理体制に関する届出について

知ってほしい

みんなに知らせたい!!

そのお知らせ、ポスフォーレがお手伝いします

情報は、アンフォーレ本館1階にある220インチの「大型マルチビジョン」に表示されます。



仲間を募集したい



イベントを告知したい

こんな時にお役立てください



お知らせしたい



記念日を残したい
※50インチのみ

あなたのお知らせが大画面に!



投稿内容の一例

- 安城マルシェを開催します!
- ヨガ教室のお知らせ
- テニス仲間を募集!
- 〇〇会社就職説明会を開催します
- 〇〇スーパー 木曜特売開催中!

使い方はいろいろ



大切な記念日を残そう!



投稿内容の一例

- アンフォーレオープン日
- 〇〇会社の新商品開発日

「ポスフォーレ」ってなあに?

ポスフォーレは、誰でも簡単にイベントの告知や募集等の投稿が**無料**で、できるサービスです。

イベントや催事のPR、サークルや団体のメンバー募集などのお知らせを載せることができます。(アンフォーレが会場となっているイベント等に限りません。)

企業の求人広告やお店の紹介などの商業利用もOKです。

投稿された内容は、50インチタッチパネルの「フレしる」にも表示。

さらに、「フレしる」では、皆さんから投稿された記念日を集め、安城市のオリジナル記念日カレンダーを作っています。あなたの記念日もぜひ、投稿してください。

ご利用方法

「ポストフォーレ」のホームページにアクセスしてください。
パソコンからでも、スマートフォンからでも投稿できます。

ポストフォーレ

Q 検索

スマホで
QRコードから
簡単アクセス



投稿方法



STEP1

お知らせなどを投稿したいときは

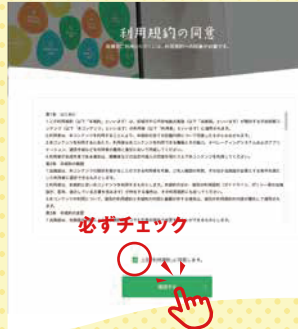
[告知を掲示板に投稿](#)

を押してください。

※記念日を投稿したいときは

[記念日をカレンダーに投稿](#)

を押してください。



STEP2

利用規約の同意を確認をして、
✓上記「利用規約」に同意します。
にチェックを入れて [確認する](#)
を押してください。

※上記「利用規約」に同意します。に
チェックが無いと、確認ボタン
は押せません。



STEP3

必要事項を記入して [確認する](#)
を押してください。

※投稿には必ず画像データ (jpg、
png) が必要です。



STEP4

入力した内容に間違いがなければ
[投稿する](#) を押してください。

これで投稿完成♪



※投稿された内容は、安城市アンフォーレ課職員にて
チェックを行います。公序良俗等に反する内容の投稿
については掲示できません。

※内容に問題が無ければ、投稿から一週間以内に反映されます。

※記念日は50インチタッチパネル「フレsher」のみで表示
されます。

投稿を削除 したいとき

イベントが中止になった、募集が終わったときなど掲載期間内
でも投稿を削除することができます。投稿受付メールに記載
されているURLへアクセスし、削除キーを入力して下さい。

ポストフォーレ よくあるご質問

Q&A

**Q. 安城市に住んでいなくても投稿はできますか？
また、市内のイベント情報でなくてもよいですか？**

A 安城市在住の人に限らず、どなたでも投稿することが
可能です。また、イベント情報についても、開催場所を
問わず投稿できます。

**Q. 投稿した内容は、大型ビジョンに
いつ表示されていますか？**

A 毎時30分から10分間、投稿された内容が順次表示され
るようになっています。なお、50インチタッチパネルでは、
タッチパネルを操作することで常にご覧いただけます。

Q. 内容に誤りがありました。修正はできますか？

A 投稿後の修正はできませんので、誤った投稿を削除して
いただき、新しく投稿し直してください。

Q. 営利目的でも投稿できますか？

A はい、大丈夫です。お店や会社のPRにぜひお使いください。

Q. 最長で何日まで掲載できますか？

A 最長で30日間掲載が可能です。

Q. 投稿者情報は掲載されますか？

A 投稿者情報は掲載されません。入力画面の掲示板情報の
みが掲載されます。

Q. イベント日が終われば告知は消えますか？

A 投稿されたイベント開催日を過ぎると、自動的に告知
は消えます。

お問合せ先

安城市アンフォーレ課

TEL: 0566-76-6111 FAX: 0566-77-6066

介護サービス事業者
介護保険施設 各位

安城市長 神谷 学

介護保険サービス事業における事故発生時の連絡の取扱いについて

このことについて、介護サービス事業者等は、「人員、設備及び運営に関する基準」により、サービスの提供によって事故が発生した場合は、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡をしなければならないこととなっていますが、この取扱いを下記及び別紙のとおりとしますのでよろしくお願ひします。

記

1 対 象

- (1) 安城市の被保険者が受けた介護保険指定事業者(以下、「事業者」という。)が行う介護保険適用サービス
- (2) 安城市内に所在する事業者が行う介護保険適用サービス

2 連絡を要する事故等

連絡事項区分	説 明
① サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 報告が必要な場合 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故及び死亡事故。 ※ 擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。 ※ 勤務医等がいる場合は、「勤務医等がいない場合に外部受診させる程度か否か」で判断する。 ◇ ケガの程度にかかわらず、連絡する必要がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合 ・ 利用者に見舞金や賠償金を支払った場合 ・ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性がある場合 ◇ 「サービスの提供」には、送迎及び通院中も含む。
② 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> ◇ MRSA、疥癬、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合。 ※ 各感染症に関連する法に定める手続きがある場合はこれに従う。
③ 職員(従業者)の法令違反・不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 利用者の処遇に影響がある場合。 ※ 例:利用者からの預り金の横領、虐待及び不適切な行為など
④ その他連絡が必要と認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ※ 例:利用者等の保有する財産を滅失させたなど

3 連絡方法

(1) 事故等発生時の対応

事故等が発生した場合は速やかに市へ電話又は FAX(様式不問)で連絡してください。

※食中毒及び感染症の発生の場合もその都度連絡してください。

(2) 経過連絡

その後の経過について、順次市へ電話又は FAX(様式不問)で連絡してください。

(例)利用者とのトラブルの発生、集団感染の新たな感染者発生、意識の回復等

(3) 報告書の作成

報告書の様式は別紙様式「事故報告書」を標準とします。

第1報の際には、別紙様式内の1から6までの項目について可能な限り記載し、遅くとも5日以内を目安に提出してください。事故処理の区切りがついたところで別紙様式に整理をし、報告してください。対象者が複数名の場合は、各対象者の情報・症状・対応については「事故報告書別紙(集団発生用)」にまとめ、添付してください。様式は安城市ウェブサイトダウンロードできます。

〔問合せ先〕安城市役所 高齢福祉課 介護保険係

電話 71-2290(直通) 76-1111(代表) FAX 74-6789

事故報告書 (事業者→安城市)

別添3

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

第1報
 第 ___ 報
 最終報告

提出日：西暦 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2 事 業 所 の 概 要	法人名											
	事業所(施設)名								事業所番号			
	サービス種別											
	所在地											
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別：	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者			
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()										
	身体状況	要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立									
		認知症高齢者 日常生活自立度	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II a <input type="checkbox"/> II b <input type="checkbox"/> III a <input type="checkbox"/> III b <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M									
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤薬、与薬もれ等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等)										
	発生時状況、事故内容の詳細											
	その他 特記すべき事項											
5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応											
	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	受診先	医療機関名						連絡先(電話番号)				
	診断名											
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位：) <input type="checkbox"/> その他 ()										
	検査、処置等の概要											

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況								
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者		<input type="checkbox"/> 子、子の配偶者		<input type="checkbox"/> その他 ()		
		報告年月日	西暦		年		月		日
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 自治体名 ()		<input type="checkbox"/> 警察 警察署名 ()		<input type="checkbox"/> その他 名称 ()			
本人、家族、関係先等 への追加対応予定									
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)	(できるだけ具体的に記載すること)								
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)								
9 その他 特記すべき事項									

令和 5 年 3 月 23 日

介護サービス事業者の皆様へ

安城市長 三星元人
(公 印 省 略)

業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について（通知）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 32 に基づく業務管理体制の整備に係る届出については、現在、届出書の郵送等により提出をいただいているところですが、今般、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）が構築され、下記の日時以降、電子申請等による届出が可能となりますのでお知らせします。

なお、届出システムの最初の利用にあたっては、事業者ごとに ID やパスワードの取得が必要になりますので、下記 3 に沿って手続きを行うとともに、必要に応じて、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）（以下、「参考」という。）及び別添（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））（以下、「別添」という。）を確認のうえ、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 届出システム運用開始日時

令和 5 年 3 月 28 日（火）午後 1 時

2 業務管理体制の整備に関する届出が必要な場合

介護保険法に基づき、全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じ、以下（1）の事項について、関係行政機関に届け出る必要があります。（介護保険法第 115 条の 32 第 1 項及び第 2 項）

また、以下（1）又は（2）の事項に変更がある場合についても、届出が必要となります。（介護保険法第 115 条の 32 第 3 項）

なお、詳細については、参考を確認ください。

(1) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 40 第 1 項第 1 号から第 4 号に基づく届出事項

第 1 号	事業者「名称」、「主たる事務所の所在地」、代表者「氏名」、「生年月日」、「住所」、「職名」
第 2 号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
第 4 号	業務執行の状況の監査の方法の概要

(2) 介護保険法第 115 条の 32 第 2 項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）

事業所等の指定等により、事業者が管理する事業所が増減し、事業展開地域が変更となり、届出先区分の変更が生じた場合

3 届出システムを利用した初回届出時の初期設定について

(1) 新規参入する事業者が届出システムを利用して届出を行う場合

別添の 6 頁に記載の URL をブラウザに貼付し、アクセス後「初めて本システムを利

用される方へ：新規に届出を行う場合はこちら」をクリックして必要な手続きを行ってください。

(2) 既存事業者（事業者（法人）番号を発行済み）が届出システムを利用して届出を行う場合

ア 別添の6頁に記載のURLをブラウザに貼付し、アクセス後「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリックしてください。

イ 「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリック後の画面に以下の必須項目の情報を全て入力後、確認ボタンをクリックし、入力内容を確認し、実行をクリックします。

(ア) 事業者（法人）番号

※エラー表示が出た場合は、過去の事業者（法人）番号を入力

(イ) 連絡先メールアドレス

(ウ) 連絡先（担当者の所属・氏名・フリガナ）

(エ) 電話番号

ウ 連絡先メールアドレス宛てに、ユーザ登録完了のお知らせが届きます。

エ 上記ウにより、届出システムの初期設定は完了です。

オ 次回利用時からログイン画面より、ユーザIDとパスワードを入力することで届出システムを利用することができます。

4 留意事項

(1) 届出システム以外での届出処理について

届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能です。

(2) 業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）について
今回、別添については、初版であるため送付しております。

なお、届出システム稼働後については、届出システムよりダウンロードし、閲覧が可能です。

(3) 介護保険法第115条の3第2項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）について

変更前の区分による届出先及び変更後の区分による届出先の双方に、届出を行う必要がありますが、届出システムによる届出を行った場合は、一度の届出で双方の届出先に情報が伝達されます。

担 当 福祉部高齢福祉課介護保険係

電 話 0566-71-2290（直通）

F A X 0566-74-6789

電子メール koufuku@city.anjo.lg.jp